

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

一	独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）（抄）	1
二	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	4
三	独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第百七十九号）（抄）	6
四	独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）	9
五	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）	10
六	文化財保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）	10
七	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）	11

独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立博物館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立博物館とする。

（国立博物館の目的）

第三条 独立行政法人国立博物館（以下「国立博物館」という。）は、博物館を設置して、有形文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条第一項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。）を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 国立博物館は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 国立博物館の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立博物館に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立博物館に追加して出資することができる。

4 国立博物館は、前二項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 第三項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 国立博物館に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 国立博物館に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して国立博物館の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 国立博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立博物館法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 国立博物館の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 国立博物館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 博物館を設置すること。

- 二 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
 - 三 前号の業務に関連する調査及び研究を行うこと。
 - 四 二号の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
 - 五 二号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
 - 六 一号の博物館を有形文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。
 - 七 二号から第五号までの業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
 - 八 二号から第五号までの業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
 - 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国立博物館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は同項一号の博物館をこれらの利用に供することができる。

(積立金の処分)

- 第十二条 国立博物館は、通則法第二十九条第二項一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
 - 3 国立博物館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(有形文化財の処分等の制限)

第十三条 文部科学大臣は、国立博物館がその所有する有形文化財(通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。)を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。

(主務大臣等)

第十四条 国立博物館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(他の法律の適用の特例)

第十五条 国立博物館は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三条第一項(第二号及び第二号の二に係る部分に限る。)の規定の適用については、国とみなす。この場合において、同項第二号及び第二号の二中「職員」とあるのは、「役員又は職員」とする。

2 国立博物館は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第七条第三項及び第八条第八項の規定の適用については、国の機関とみなす。

第五章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立博物館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二(五) (略)

3 (略)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4・5 (略)

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2・3 (略)

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない）独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余

があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3・4 (略)

独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第七十九号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人文化財研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人文化財研究所とする。

（文化財研究所の目的）

第三条 独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という。）は、文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に関する調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 文化財研究所は、主たる事務所を奈良県に置く。

（資本金）

- 第五条 文化財研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、文化財研究所に追加して出資することができる。
- 3 文化財研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

- 第六条 文化財研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
- 2 文化財研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

- 第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して文化財研究所の業務を掌理する。
- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第八条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

- 第九条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。
- 2 文化財研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人文化財研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 文化財研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 文化財研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 文化財研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 前三号の業務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（次号において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。
- 五 第一号から第三号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十三条 文化財研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 文化財研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十四条 文化財研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の適用の特例）

第十五条 文化財研究所は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第七条第三項及び第八条第八項の規定の適用については、国の機関とみなす。

第五章 罰則

第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした文化財研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）

附 則

第四条 1、3（略）

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）

（適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

（文化庁長官による公開）

第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限って、国立博物館（独立行政法人国立博物館が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

2 5 （略）

（国庫帰属及び報償金）

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り。）で、その所有者が判明しないもの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 （略）

（譲与等）

第百六条 （略）

2 （略）

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

国家公務員共済組合法（昭和二十八年法律第二百二十八号）（抄）

別表第三（第二百二十四条の三関係）

名称	根拠法
（略）	（略）
独立行政法人国立博物館	独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）
独立行政法人文化財研究所	独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第七十九号）
（略）	（略）